

副食費の免除について

下記に該当する方は、給食費のうち、副食費（ex.おかず、おやつや牛乳、お茶代など）が免除されます。特別な手続きは必要なく、自動的に無償となります。

2号認定子ども（3～5歳クラス）

◇市町村民税の所得割額(注1)が世帯合計で基準額以下（おおむね年収 360 万円未満）

◇第3子以降の子ども

<児童の数え方>

世帯の就園児のうち最年長者・・・第1子

次年長者・・・第2子

上記以外の者・・・第3子

※「就園児」は、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設、を利用している未就学児を指します。

区分番号	課税区分（利用者負担額上の階層）	右以外の世帯			ひとり親等世帯		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
		①	生活保護世帯(A)	免除			免除
②	市町村民税非課税世帯(B)						
③	市町村民税所得割が0円の世帯(C1)						
④	市町村民税所得割額が 57,699 円以下の世帯 (C2～C4)	免除			免除		
	市町村民税所得割額が 57,700 円以上 77,100 円以下の世帯 (C4～C6)						
	市町村民税所得割額が 77,101 円以上 96,999 円以下の世帯 (C6～C8)	対象外	対象外		対象外	対象外	
⑤	市町村民税所得割額が 97,000 円以上 168,999 円以下の世帯 (C8～C12)	対象外	対象外		対象外	対象外	
⑥	市町村民税所得割額が 169,000 円以上 300,999 円以下の世帯 (C13～C17)	対象外	対象外		対象外	対象外	
⑦	市町村民税所得割額が 301,000 円以上 396,999 円以下の世帯 (C18～C20)	対象外	対象外		対象外	対象外	
⑧	上記課税区分以外の次の世帯 (C21)	対象外	対象外		対象外	対象外	

注1 「所得割額」は、住宅借入金等特別税額控除等の控除前の額とします。

注2 世帯のうち2人以上に所得割が課税されている場合、その合計で課税区分を適用します。